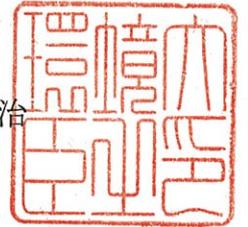


諮問 第 4 7 5 号
環水大土発第1801051号
平成 3 0 年 1 月 5 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシ
クロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

S-メチル=ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボチオアート(別
名アシベンゾラルS-メチル)

(E)-N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノ-N¹-
メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)

(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾ
リン-2-イル)キノリン-3-カルボン酸(別名イマザキン)

(2RS,3RS;2RS,3SR)-2-(4-クロロフェニル)-3-シク
ロプロピル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2
-オール(別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ
チルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾ
ール-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド(別名テトラニリ
プロール)

O-2,6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート
(別名トルクロホスメチル)

(RS) - 4 - (4-クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) プチロニトリル (別名フェンブコナゾール)

ナトリウム = 2 - {2-クロロ-3-[2-(1, 3-ジオキサラン-2-イル)エトキシ]-4-メシルベンゾイル} - 3-オキソシクロヘキサ-1-エン-1-オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

(別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート
(別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディフ
アム)

(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2, 2-ジ
メチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブromoエチル) シクロプロパンカルボ
キシラート (別名トラロメトリン)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ [3, 4-b] [1, 3] ベンゾチアゾ
ール (別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1- (ピリミジン-5-イルメチル)
-3-(α, α, α -トリフルオロ-m-トリル)-2H-ピリド [1, 2-
a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1,
2-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル=O, O-ジメチル=ホスホ
ロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

1, 1-ジメチルピペリジニウム=クロリド (別名メピコートクロリド)



中環審第1010号
平成30年1月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



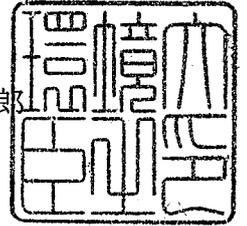
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第521号
環水大土発第2001091号
令和2年1月9日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
小泉進次郎



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

ソルビタン脂肪酸エステル

(別紙2)

2 - [2 - (7, 8 - ジフルオロ - 2 - メチルキノリン - 3 - イルオキシ) - 6 - フルオロフェニル] プロパン - 2 - オール (別名イプフルフェノキン)

1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン = トリス (アルキルベンゼンスルホナート) (別名イミノクタジンアルベシル酸塩)

1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン = トリアセタート (別名イミノクタジン酢酸塩)

O, O - ジエチル = O - 2 - イソプロピル - 6 - メチルピリミジン - 4 - イル = ホスホロチオアート (別名ダイアジノン)

3 - (ジフルオロメチル) - N - メトキシ - 1 - メチル - N - [(RS) - 1 - メチル - 2 - (2, 4, 6 - トリクロロフェニル) エチル] - 1H - ピラゾール - 4 - カルボキサミド (別名ピジフルメトフェン)

中環審第1095号
令和2年1月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和2年1月9日付け諮問第521号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。